

## 会計年度任用職員(幼児学園調理員)の勤務条件について

○勤務課所 直島町立直島幼児学園(直島町1841番地)

○資格経験等 栄養士免許又は調理師免許

○仕事の内容 直島幼児学園での給食調理、献立作成等

○雇用期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日

○再度の任用 選考等の能力実証を行ったうえで、再度任用する場合あり。

※ 再度の任用の回数に上限なし。ただし、任用の期間が通算して5年を超えたとしても無期の任用(正規職員への登用)への転換申込みはできない。

○任用根拠 パートタイム会計年度任用職員

(地方公務員法第22条の2第1項第2号)

○勤務日数 原則として月～金曜日の間で週5日程度

○勤務時間 原則として8時～16時(7時間勤務)

○休暇 年次有給休暇・夏季休暇など

○所定外労働等 所定時間外労働されることが 有

休日労働させることが 有(主に土曜保育で月1回程度)

※上記の労働が発生した場合、超勤対応とする。

○賃金 時間給 1,203円(栄養士資格を有する方は1,486円)

○その他手当 通勤距離により有(居住地から勤務課所までの通勤距離が2km以上5km未満の場合は、通勤手当月額2,700円(勤務日数が月10日未満の場合は半額)を支給)

○昇給 有 ○賞与 勤務日数に応じて有(年2回) ○退職金 無

○賃金の支払い 毎月末締切り、翌月15日支払い

※15日が土日若しくは祝祭日にあたるときは休日でないその前日とする。

○その他特記事項

・会計年度職員として任用される間は、地方公務員となりますので、守秘義務など地方公務員としての義務が課せられます。

・採用日から雇用期間中の途中退職は、極力控えてください。やむを得ない場合は、早めに連絡してください。

○お問い合わせ先 〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1

直島町教育委員会事務局

TEL087-892-2882